

【事例100】「クリーニングに出した商品は早めに引き取りましょう！！」

【事例】冬物の衣類をクリーニングに出した。店頭で「仕上がりは10日後ですが、その後90日を過ぎてもご連絡が無く、商品のお引き取りがない場合、お預かり品を処分させていただく場合があります。」と言われた。お客の物を勝手に処分してもよいのか。（50歳代・女性）

【対処法】① 現在、クリーニング店の店頭には、約束の期限を過ぎても引き取られず、連絡も取れない状態の“長期放置品”が多数発生して問題になっています。② これまでは、あくまでお客様の所有物なので勝手に処分できない、という考えから保管されていましたが、年間10点くらいの放置品が新たに発生し、中には25年間も放置されているものもあるようで、これらの保管のために店舗の一角を占領されるクリーニング事業者には頭の痛い問題となっていました。③ 消費者の側も、自分の大切な所有物の管理をきちんとするべき責任がありますが、多忙のあまり失念したり、高齢化の状況もあり、今後はきちんと保管期間を定めた契約を結ぶ傾向となります。④ 現在発生している長期放置品は「5年」をめどに処分されるようです。もう一度忘れていた商品はないかどうか確認し、今後はできるだけ早めに商品を引き取るようにしましょう。

※何か問題が起こったら企画課の消費相談窓口で相談しましょう。